

本宮市不妊治療費助成のお知らせ

本宮市では保険適用とならない不妊治療（体外受精及び顕微授精）や不妊症検査に関する費用の一部を助成しています。

◆対象者 【次の要件をすべて満たす方】

- 1 福島県不妊治療支援事業助成金の交付決定を受けていること
- 2 治療または検査を受けた期間及び申請日において、夫婦（事実婚を含む）もしくは、その一方が本宮市に住所を有していること
- 3 助成の申請日現在、夫婦に市税等の滞納がないこと
- 4 治療または検査期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦
（ただし、医療保険の年齢上限を超過した治療に対する助成の場合を除く）

◆助成の内容 【県の助成内容に準ずる】

助成対象		助成額
1	保険適用外となる治療 （保険診療となる体外受精、顕微授精と保険適用外の治療を併用する場合）	上限 30 万円 * 採卵を伴わない場合は上限 10 万円 * 男性不妊治療を行った場合は、上限 30 万円上乗せ * 治療開始時の年齢により6回又は3回まで
2	保険診療の治療と併用して実施した先進医療	上限 10 万円 * 保険診療分は対象外 * 治療開始時の年齢により6回又は3回まで
3	治療の回数上限又は年齢上限を超えたことにより保険適用外となる治療	上限 20 万円 * 採卵を伴わない場合は上限 10 万円 * 男性不妊治療を行った場合は、上限 20 万円上乗せ * 保険適用外の治療 3 回まで
4	不妊症検査 （保険適用の有無は不問）	上限 5 万円 * 1 組の夫婦につき 1 回 * 1 年以内に実施した検査は複数回分まとめて申請可能

◆申請方法

先に福島県不妊治療支援事業助成金の交付決定を受け、決定通知書の日付から90日以内に、保健課 母子保健係（えぼか内 こども家庭センターあゆみ）へ下記の書類をご準備のうえ申請してください。

◆申請に必要な書類

1	本宮市不妊治療費等助成金申請書兼請求書（様式第1号）
2	福島県不妊治療支援事業助成金決定通知書の写し * 福島県への申請後、県から送付されてくる書類です。 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 5px 0;"><p>県問い合わせ先：福島県子育て支援課（母子保健担当） 024-521-8205 県 申請先：県北保健福祉事務所 福島市御山町 8-30 024-535-5615</p></div>
3	福島県不妊治療支援事業助成金受診等証明書の写し * 医療機関が作成し、県に提出する書類です。提出前に写しをお取りください。
4	事実婚に関する申立書 * 事実婚関係にある夫婦のみ
5	振込口座を確認できる通帳等の写し （銀行名、支店名、預金種別、口座番号、名義人が確認できるもの）
6	印鑑
7	住民票等夫婦の住所を確認できる書類 * 夫婦の住所が同一でない場合や、夫婦の一方が市外在住の場合に必要となります。
8	市税等の滞納がないことを確認することができる書類 （納税証明書または非課税証明書） * 納税証明は1月1日時点で住民登録のあった市町村で発行されます。夫婦の一方が市外在住の場合や、1月1日以降の転入の場合に必要となります。
9	その他市長が必要と認める書類

* 7. 8の書類は市においてそれぞれの事実が確認できる場合で、市長がその事実を確認することに申請者が同意した場合は添付を省略することができます。（申請書に署名欄があります。）

◆申請・相談窓口

本宮市 保健福祉部 保健課 母子保健係（こども家庭センターあゆみ） 0243-24-5152